

県民の健康づくりの推進に係る連携に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と中外製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、滋賀県民（以下「県民」という。）の健康づくりの分野における取組を相互に連携・協力して進めることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が健康寿命の延伸を目指した取組を連携して進めることにより、県民のより一層の健康な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

（1）慢性腎臓病（CKD）に関すること

（2）がん対策に関すること

（3）ロコモティブシンドローム、骨粗鬆症、大腿骨頸部骨折等に関すること

（4）その他、県民の健康増進に関すること

2 前項に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、実施時期、実施方法その他の具体的な事項については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲および乙は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た個人情報等の機密情報を、相手方の書面による承認を得ないで第三者に開示・漏洩、または他の目的に利用してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲および乙は、本協定に基づき取り扱う個人情報および知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令および滋賀県個人情報保護条例（平成7年3月条例第8号）に従い、その保護に努めなければならぬ。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の協定の期間の満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからも、この協定を終了する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更および解除）

第6条 この協定の内容の変更または解除は、甲または乙のいずれかの申出に基づき、甲および乙の協議の上、両者の合意により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲および乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

（1）相手方が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体または個人などを含むがこれに限られない。）と関係を有し、または関係を有することとなったとき。

（2）相手方に対して脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求をしたとき。

（3）相手方の信用を失墜させ、または相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月23日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三井大通

乙 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659
中外製薬株式会社京都滋賀支店
支店長

中外製薬